

## ひかりU J I ターン滞在費補助金交付要綱

令和2年7月21日

告示第154号

(趣旨)

第1条 この告示は、本市への移住を検討する者に対して、本市への来訪による下見や活動を通じた理解を促し、もって移住につなげることを目的に、その滞在に要する費用の一部を補助するひかりU J I ターン滞在費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 山口県外に住所がある者
- (2) 本市への移住を検討している者で、事前に市に対して移住に関する相談を行い、市から移住に関する情報提供を受ける意思があるもの
- (3) 市長が別に定める市内の宿泊施設（以下単に「宿泊施設」という。）に宿泊し、本市に滞在する者
- (4) 「住んでみいね！ぶちええ山口」県民会議によるYY！ターン支援交通費補助金交付要綱第4条第2項に定める移住活動（以下「補助対象活動」という。）を主に市内で行う者

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者及び同行者（補助対象者と同居する者で、補助対象者とともに本市に移住することを検討するものをいう。以下同じ。）が補助対象活動のために宿泊施設に宿泊した場合の宿泊料（当該宿泊施設での食事代を含む。）及びレンタカー（山口県内で貸渡契約を締結したものに限る。）を使用した場合に要する経費（燃料費を除く。）とする。

(補助金の額等)

第4条 補助対象経費に係る補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象経費に応じ、それぞれ同表中欄に掲げる額とし、同表右欄に掲げる額を上限とする。この場合において、補助金は予算の範囲内で交付するものとし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

| 補助対象経費                 | 補助金の額 | 上限額  |
|------------------------|-------|--|
| 宿泊料(宿泊した宿泊施設での食事代を含む。) | 実費    | 1人につき1泊当たり2,000円、かつ、本市滞在期間内の2泊分。ただし、同行者は1人分まで。 |
| レンタカー使用料(燃料費を除く。)      | 実費    | 1組につき1日当たり3,000円、かつ、本市滞在期間内の3日分                |

2 補助金の交付は、同一の補助対象者(同行者を含む。)について、1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、ひかりUJIターン滞在費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、補助対象活動が完了した日から30日を経過する日又は補助対象活動が完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、ひかりUJIターン滞在費補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条の規定による通知を受けた補助対象者は、ひかりUJIターン滞在費補助金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し及び返還命令)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた補助対象者が次の各号のいずれ

かに該当するときは、当該補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が相当と認める事由があったとき。

2 市長は、前項の規定により、既に補助金を交付した後に交付決定を取り消したときは、当該補助金の交付を受けた補助対象者に対し、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和2年8月1日から施行する。